

## 郡山市商工振興事業負担金交付要綱

平成23年12月14日制定  
平成29年4月1日一部改正  
平成31年4月1日一部改正  
令和4年4月1日一部改正  
令和6年4月1日一部改正  
令和7年4月1日一部改正  
令和8年1月1日一部改正

### (趣旨)

第1条 本市の商工振興事業の円滑な運営を図るための負担金（市が参加する会議及び研修会の負担金並びに義務的な負担金を除く。）の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交付対象事業 負担金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 交付対象者 交付対象事業を行うものをいう。

### (交付手続)

第3条 負担金の交付の申請、決定等に関する事項その他負担金に係る予算の執行に関する基本的事項については、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるところによるものとする。

### (負担金の交付対象者等)

第4条 負担金の交付対象者、交付対象事業、交付対象経費及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 負担金の交付の申請をしようとするものは、規則第4条の規定により、当該交付の申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

- (3) 定款、規約、会則又はこれに類するもの
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認めて指示する書類  
(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 負担金を目的外に使用してはならない。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、交付対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。  
(軽微な変更の範囲)

第6条の2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 交付対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、負担金額の増額を伴わない変更  
(概算払)

第7条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第8条 交付対象者は、交付対象事業が完了したときは、規則第14条の規定により当該完了の日から2月以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、当該交付対象事業の実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 交付対象者は、実績報告書を交付対象事業が完了した日の属する年度内に提出できない場合は、当該交付対象事業の完了後直ちに事業完了届を提出した後、実績報告書を提出しなければならない。

(負担金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、交付対象事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により負担金の交付額の確定の通知を書面により交付対象者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとす

る。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月14日から施行し、平成24年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 交付対象者                    | 交付対象事業   | 交付対象経費   | 交付額                             |
|--------------------------|--|--|---------------------------------|
| 郡山地域テクノ<br>ポリス市町村協<br>議会 | テクノポリス圏域における高度技術<br>産業集積活性化のために実施する事<br>業      | 事業費、会議費その他の交付対象事<br>業の実施に要する経費   | 交付対象経費の10分の10以内で予算<br>の範囲内で定める額 |
| 郡山まちづくり<br>推進協議会         | こおりやま産業持続・発展ビジョン<br>に基づき、本市の商業の発展に向<br>け実施する事業 | 事業費、会議費、研修費その他の交<br>付対象事業の実施に要する経費で、<br>報償費（講演会の講師等に対する謝<br>礼金）、消耗品費、食糧費（会議等 | 交付対象経費の10分の10以内で予算<br>の範囲内で定める額 |

|                           |   |   |                             |
|---------------------------|---|---|-----------------------------|
|                           |   | のお茶代）、印刷製本費、通信運搬費、広告料（他団体への協賛金を除く。）、手数料、使用料及び賃借料に係る費用。  |                             |
| 郡山商工会議所                   | 本市及び周辺地域における高度技術産業集積の活性化を図るため、新事業の創出を促進するために実施する事業            | 会場設営費、広告宣伝費、印刷費、会議費、企画費、通信費その他の交付対象事業の実施に要する経費  | 交付対象経費の10分の10以内で予算の範囲内で定める額 |
| こおりやま産業博実行委員会             | 本市産業の魅力を発信するイベントの開催により、産業観光のPR、地元産品の販路拡大、地域産業を担う企業の情報発信等を図る事業 | 会場設営費、企画事業費、販売促進費その他こおりやま産業博の開催に要する経費で、報償費（団体構成員に対する謝礼金、物品を除く。）、旅費（視察研修は除く。）、消耗品費、食糧費（会議、セミナー等開催に係るもの。）、印刷製本費、通信運搬費、広告料（他団体への協賛金を除く。）、手数料、火災等保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費に係る費用。 | 交付対象経費の10分の10以内で予算の範囲内で定める額 |
| オープンファクトリー KORIYAMA 実行委員会 | 市内企業の工場見学やものづくり体験等ができるイベントの開催により、市内企業の魅力発信等を図る事業              | 会場設営費、広告宣伝費、企画事業費、その他オープンファクトリー KORIYAMA の開催に要する経費  | 交付対象経費の10分の10以内で予算の範囲内で定める額 |

|                              |  |  |                             |
|------------------------------|--|--|-----------------------------|
| サマーフェスタ<br>IN KORIYAMA 実行委員会 | 本市の産業振興につながるイベントの開催により、地元産品のPRや販路拡大を図る事業 | サマーフェスタの開催に要する経費で、報償費（団体構成員に対する謝礼金、物品を除く。）、旅費（視察研修は除く。）、消耗品費、食糧費（会議、セミナー等開催に係るもの。）、印刷製本費、光熱水費（電気料金含む。）、修繕料、通信運搬費、保管料、広告料（他団体への協賛金を除く。）、手数料、筆耕・翻訳料、火災等保険料、自動車保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、負担金（講習会の受講料、会議・研修等参加負担金）に要する経費 | 交付対象経費の10分の10以内で予算の範囲内で定める額 |
|------------------------------|--|--|-----------------------------|